

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

新丸山ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体における相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 22 日に設置し、平成 25 年 4 月 19 日までに検討の場を 2 回、幹事会を 5 回開催した。

検討の場の構成を P1-6 の表 1.2.1 に、検討の場の実施経緯を表 1.2.2、検討の場の規約を P 6-16 に示す。

(1) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

1) 第 1 回検討の場幹事会

平成 22 年 12 月 22 日に開催した第 1 回検討の場幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである

〔愛知県〕川西建設部長（近藤建設部技監が代理出席）

- ・ 新丸山ダムの整備を早く進めていただきたい。

〔岐阜県〕金森県土整備部長

- ・ 国道 418 号など付替道路は、岐阜県にとって非常に関心が高い。水特事業として採択されており、県として、この事業についてはぜひやっていただきたいという立場。

〔三重県〕北川県土整備部長（花谷県土整備部総括室長が代理出席）

- ・ 最下流の三重県はゼロメートル地帯、1 cm でも水位を下げるというのが一番重要。
- ・ 不特定は、維持流量で 40m³/s 確保していただきたい。平成 6 年には大きな渇水で地盤沈下が発生。代替案の地下水のくみ上げとかは三重県としてはあり得ない。

〔八百津町〕平岡参事

- ・ 八百津町は、9.28 という災害を経験している。事業を推進し、一刻も早く完成していただきたい。
- ・ 今まで、地元の対策等にも協力。家屋の移転等は 49 戸、丸山ダムで移転をし、ダブル移転の方も 9 戸ある。そういう方々の心情等からも、ダムの推進を図っていただきたい。

〔美濃加茂市〕海老副市長

- ・ 美濃加茂市は、昔から河川の氾濫が非常に大きかった。S58.9 洪水では激特で築堤もされた。
- ・ 国定公園内のライン下りの景勝地でもあり、木曽川に隣接している中心市街地が中山道の太田宿。ここが崩れると街そのものが成り立たなくなってくることも留意して案を出していただきたい。

〔一宮市〕山口副市長

- ・ 一宮市の一番の課題はやはり洪水対策。今のダムの案では、一宮市で 1.5m 水位が下がるということであり、既設の丸山ダムのかさ上げが、やはり一番現実的な対応、早くなるのではないか。

〔桑名市〕 山下副市長

- ・ 私どもはゼロメートル地帯ということで、特に東海地震等があった場合に、非常に不安。一刻も早くこの事業を完成させていただきたい。

2) 第2回検討の場幹事会

平成23年4月27日に開催した第2回検討の場幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである

〔愛知県〕 近藤建設部長

- ・ 社会的要因等があり事業費増は理解。コスト縮減は大変ありがたいが、やや増加傾向であり、さらなるコスト縮減を。
- ・ 予備放流は、コスト縮減と裏腹に治水安全度が下がらないよう、管理体制も含めてぜひお願いしたい。

〔岐阜県〕 金森県土整備部長

- ・ このダムは下流の治水に対して基幹のダムなので、できるだけ早くやってもらいたい。
- ・ 大変大きな犠牲をはらっている水没者の生活再建のために、約束した国道418号等について、当初計画どおりにやっていただきたい。

〔恵那市〕 三宅副市長

- ・ 付替道路は地域住民の方に説明し、整備することになっている。当初約束されたものについては確実に実施をしていただきたい。
- ・ 現在、東日本の大震災により原発が取りざたされており、その中で水力発電の電力を取り上げるというのは、如何なものか。

〔八百津町〕 飯田参事

- ・ 予備放流は、精度の高い洪水予測が可能ということだが、予測ということにいささか不安。

〔美濃加茂市〕 海老副市長（丹羽技術総括部長が代理出席）

- ・ 一刻も早く下流の流域における将来の洪水リスクを軽減するうえにおいて、工期は代替案の抽出にも主要な課題だと考えている。工期の短縮や最短工期でできる手法を検討していただきたい。
- ・ 予備放流に際しては、下流域の影響等、精度の高い洪水予測のもとで運用をお願いしたい。

〔一宮市〕 山口副市長（岡田建設部長が代理出席）

- ・ 予備放流方式が下流域のリスクにどれ位影響を及ぼすか予測の精度、最近いろいろな豪雨形態とあわせて、示していただきたい。
- ・ 多くの比較案等が提案されると思うが、一番現実的な対応を示していただき、速やかな対応をしていただきたい。

〔桑名市〕 山下副市長（西脇都市整備部長が代理出席）

- ・ 予備放流については少なくとも水位が上がる。桑名市はゼロメートル地帯が多く、コスト削減は大事であるが、やはり安全・安心をまず第一に考え、十分検討していただきたい。
- ・ 海水の淡水化は、下流部は水産資源の豊富なところでもあるので、淡水化後の濃い塩水について心配。

3) 第3回検討の場幹事会

平成23年6月15日に開催した第3回検討の場幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである

〔愛知県〕近藤建設部長

- ・ 評価軸による評価は、工期、環境等について十分に議論を。

〔岐阜県〕金森県土整備部長

- ・ 実現性がない案、危険性を増すような案、工期・工費の面で難しい案、不特定では地下水、海水の淡水化は難しいのではないかと。県としては原案であるダム＋河道改修＋樹木伐採案を進めていただきたい。

〔三重県〕北川県土整備部長（久世県土整備部総括室長が代理出席）

- ・ 東日本大震災を受けて海岸関係に費用を投資していかなければならない状況の中、限られた事業予算の振り分けが今後の課題になる。
- ・ 予備放流方式は、可能であれば、検討を進めていただいてコスト削減に寄与していただきたい。

〔美濃加茂市〕海老副市長

- ・ 対策案の河道掘削案との組み合わせは、ちょうど美濃加茂市から犬山市までの国定公園内、その奇岩を掘削する案だが、これは国定公園内であり、地質的に非常に重要な資料がたくさん含まれている地域。それを破壊してしまうというのは、景観上、地球の研究上の問題からいっても非常に怖いことになる。

〔一宮市〕山口副市長

- ・ コスト重視というのは当然であるが、気象変動が激しく、いつ大きな災害が起きるかわからない状況の中で、治水対策の事業効果を上げるために、工期というものを重視していただかないと問題がある。

〔桑名市〕山下副市長（伊藤都市整備部土木課長が代理出席）

- ・ 桑名市は木曽川下流部に位置し、地盤沈下も大変ひどくなっている。平成6年異常洪水で地盤沈下し、現在、高潮堤を整備してもらっている。地下水のくみ上げについては慎重な検討をお願いしたい。
- ・ 海水の淡水化は、下流部は水産資源の豊富なところでもあるので、淡水化後の濃い塩水について心配。

4) 第1回検討の場

平成23年8月3日に開催した第1回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである

〔愛知県〕片桐副知事

- ・ 東北大震災を思うと、治水安全度を少しでも高めていただきたい。
- ・ コストはできるだけ下げて欲しいが、コスト・工期等が不確定な案は捨てて絞り込み、早く議論を進めて欲しい。

〔岐阜県〕淵上副知事

- ・ 県民の安全を守るためにも、事業の検証はできるだけ早く終えて、事業実施に移してほしい。
- ・ 事業費を縮減するための予備放流方式は大変効果的。近年の予測の難しい大雨に備えて、きめ細かな運用をお願いしたい。
- ・ 事業費の縮減は十分理解できるが、移転された 49 戸の方々や地元の期待感に十分配慮してほしい。

〔三重県〕江畑副知事

- ・ 精度の高い洪水予測のもと、下流の安全に支障のない予備放流方式ができるのであれば、コスト縮減の意義は大きい。
- ・ 総事業費がまだ高く、テストの増加理由も不明であり、コスト縮減のさらなる努力が必要。
- ・ 河川断面を拡大する案は、下流の桑名市にとっては流量が増える案であり危惧している。下流への影響を十分勘案をして絞り込んで欲しい。
- ・ 不特定の地下水取水案は地盤沈下をしている桑名市にとって弊害が出る。

〔恵那市〕可知市長

- ・ 付替道路の費用が幅を持って計上されているが、特殊補償費と同じように最大限で計上してほしい。
- ・ 上流域の代表として、道路関係をぜひ実施していただきたい。
- ・ 平成 6 年渇水補給に効果的に補給した阿木川ダムのようにダムの保水力の効果は大変大きいので、それを評価に加えて欲しい。

〔八百津町〕赤塚町長

- ・ 用地買収はほぼ 100%で、49 戸の移転者も含め、八百津町内には全く反対者がいないので早く工事を再開してほしい。
- ・ 生活再建の工事についても、幅広く行えるようにしてほしい。
- ・ 再開発の新丸山ダムの代わりに再開発ダムを検討するのは意味がない。代替え案は八百津町に効果が無く、新丸山ダムをつくるのが一番いい。早く結論を出して本省に上げて欲しい。
- ・ 人の命を守るコンクリートは必要と思っている。

〔美濃加茂市〕渡辺市長（海老副市長が代理出席）

- ・ 嵩上げ案、引き堤案は美濃加茂市の太田宿の街並みに大きく影響し、河道掘削案は飛騨木曾川国定公園の名勝を消してしまうので、歴史とか自然に対する認識を加味して欲しい。
- ・ 美濃加茂市は S58 災害の時、激特事業で堤防の嵩上げをしている。更なる嵩上げ等は非常にエネルギーが必要で市民にも説明する責任がある。

〔一宮市〕 谷市長（山口副市長が代理出席）

- ・ 災害はいつ起きるか分からない。コストは当然だが工期と言う面も非常に大きな要素。工期が不明な案は早く取り下げていただきたい。

〔桑名市〕 水谷市長（水谷都市整備部次長が代理出席）

- ・ 実現性の高い案を選択肢し、早く進めていただきたい。

5) 第1回検討の場 後日追加で頂いたご意見

第1回検討の場終了後、各構成員に対して追加意見の提出を依頼し、ご意見を頂いた。その際、頂いたご意見は以下のとおり。

〔愛知県〕

＜事業費等の点検について＞

- ・ 予備放流方式を採用することで、ダム高を縮小することにより、コスト縮減を図っていただいたことについて、事業費を負担する立場から、評価できるものと考ええる。

しかしながら、当初事業費 1,800 億円に対し、100 億円から 200 億円の増額となることから、さらなるコスト縮減の努力をお願いしたい。

- ・ 予備放流については、適切に運用されることが前提であるので、管理体制には万全を期していただくことを願います。

＜複数の治水対策案の立案について＞

＜複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について＞

- ・ 愛知県西部地域には、海面より低い土地もあり、木曽川の堤防が万が一決壊した際には、非常に大きな被害が想定されることから、1 日も早い治水安全度の向上が望まれる。
- ・ さまざまな可能性の観点から複数の対策案が示されたが、対策案の絞込みにおいては、コスト最優先の視点は当然であるが、工期や実現性についても十分に考慮していただきたい。
- ・ コスト・工期について不確定となっている対策案については、早期に検討を行ってお示しいただきたい。
- ・ 最新の知見を踏まえ、可能な限りのコスト縮減を検討していただきたい。
- ・ 示された対策案の中では、河道掘削案や樹木伐採案が比較的低コストであるが、木曽川の樹木群や良好な景観が失われることから、自然環境への配慮についても十分な検討をお願いしたい。

＜全体を通しての意見＞

- ・ 本検討の場の中で、様々な方面から十分に意見を聞くことに努めていただき、着実に検証を進めていただくことを願います。

〔岐阜県〕

- ・ 新丸山ダムは、昭和 58 年の過去最大の水害に対応する事業であり、県民の安全を守る観点から、早期に検証を終え、事業を実施されたい。

- ・ 予備放流方式を取り入れることは、事業費の圧縮につながる。しかし、最近の雨は予測不可能で、かつ大量にピンポイント的に降るため、きめ細かな運用を実施されたい。
- ・ 新丸山ダムの関係で 49 戸の住民が移転をされている。事業を実施する地元とすると、痛みを感じながら協力をしている。生活再建事業である国道 418 号(丸山バイパス)、一般県道大西瑞浪線及び井尻八百津線に対する地元の期待感、信頼感も大切にし、ダム事業を進められたい。

〔美濃加茂市〕

＜治水対策案に対する意見＞

○堤防嵩上げ(案)について

- ・ 堤防の隣接地には中山道太田宿の街なみや国指定の重要文化財「旧太田脇本陣林家住宅」等が現存している。堤防嵩上げとなると、これらの美濃加茂市を代表する景観が壊されることになり美濃加茂市としては反対である。
- ・ 美濃加茂市と名古屋市を結ぶ大動脈国道 41 号バイパスの中濃大橋の架け替えが発生して利用者に大きな影響を与えることになる。これは避けていただきたい。
- ・ 家屋移転など 3 回目の移転をお願いするところもあり、土地取得等に変な困難が予想され、完成までに長期間を要することも大きな問題である。

○引堤(案)について

- ・ 美濃加茂市は、木曽川右岸沿線を中心に市街地が広がっている。引堤案が採用されるとその市街地の一部が消滅することになり、市民に大きな負担を与えることになる。
- ・ 9.28 災害後の特殊堤築造時に用地買収しており、更なる用地の提供には地権者の反対が予想される。

○河道掘削(案)について

- ・ 木曽川は、市を代表する景観であり飛騨木曽川国定公園になっており、また、日本ライン下りは市の観光の代名詞ともなっています。その大事な資源である溪谷美を壊すような掘削は、市民の誇りと観光資源をつぶすものであり、容認できない。

○放水路(案)について

- ・ 工期が約 90 年は、あまりにも長すぎ、洪水の不安を一刻も早く解消するべきであると考えます。

〔桑名市〕

- ・ 桑名市は木曽三川の下流部に位置し、水産資源が豊富な漁場があります。しかし、平成 6 年には異常渇水により流量ほぼ 0m³/s まで減少し、シジミなど魚介類が多く死滅するなど、水産業に大きな被害が出たところであります。
- ・ 各種対策案を検証していく中で、地下水取水につきましては、平成 6 年の異常渇水により、地下水が減少し地盤沈下が確認されております。下流部では高潮など水害を危惧しておりますので、更なる地盤沈下を招く恐れのある地下水取水については、対策案としては不適切と思われます。

- ・ また、海水淡水化につきましても、広大な用地の確保、淡水後の高塩水の処理による水産資源への影響などを考えますと、対策案としては同じく不適切と考えます。
- ・ 近年に気象変動を考えますと、早急な流水の確保には、この新丸山ダム建設事業が費用、工期の面からも最も効果的と思われますが、他の対策案につきましても、早急に検証を願い、安定した流水の確保を願います。

6) 第4回検討の場幹事会

平成24年10月30日に開催した第4回検討の場幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕

- ・ 名鉄犬山橋から犬山頭首工までの間は、犬山市の観光の目玉として鵜飼いが行われている。これ以上掘削等が入ると、非常に使い勝手が悪いというファクターも配慮して頂きたい。
- ・ 不特定容量としてカウントしているのは、河川整備計画の40m³/sなのか。それとも河川整備基本方針の50m³/sなのか。新丸山ダムで40m³/sであるが、最後の最後まで絞り出して40m³/sでは、基本方針が成り立たなくなるのではないかとこの心配がある。

〔岐阜県〕

- ・ 21案は千差万別というか、とても出来そうもない案も同列に並べられていて、これはとても不可能だと思わざるを得ないと思う。
- ・ このいろいろな代替案が直ちに良さそうだなというのは難しいと思う。
- ・ 本当に実現性があるのかなのか、時間軸から見て本当に直ぐやれそうなのかどうか、効果は確実なのかどうか、評価をして教えていただくということが必要になるのではないかと。
- ・ 河道の掘削は、普通は代替案として考えられる案であるが、この場合は特殊な事情として、日本が誇る日本ラインであることから、環境面から言って河道の掘削というのは慎重であるべきだろうというふうに思う。
- ・ 河道の掘削を進めていくというのであれば、地元だけではなく、地域外の人たちの意見も十分聞く必要があるということではなければいけない。そういう意味では、この景観を崩す案というのは難しいと思う。
- ・ かさ上げも安全性からいって、今相当高い堤防が美濃加茂市には立っていて、更にそれを上げる案は、危険性が非常に高くなるためありえない。
- ・ 引堤も同じであるが、難しいと思う。
- ・ 他の用途の容量は、水利権者あるいは水利を予定されている人たちがいっぱいいる。既得水利の合理化・転用、あるいはダムの再開発についても、関係者が多過ぎて、みんなその既得水利の主張はされている。

- ・ 余っていると言われても、それはその計画があって、まだ水利権化していないというだけの話であって、これを譲ってくださいという議論はとっても関係者が多過ぎてできないのではないか、実質もう不可能ではないか。
- ・ こんなことで時間を費やして何の意味があるのかというぐらゐの案だなというふうに思う。
- ・ 他用途の買い上げなど、案として成り得るのか。
- ・ これだけ拡大していってしまうと、時間軸からいってもやりようがないので、このような案は対策案に入れない方が良いという位の案だと思う。

〔三重県〕

- ・ 流水の正常な機能対策案で「ダムかさ上げ案」が抽出されるのであれば、治水対策案でもダムかさ上げ案を抽出すべき。
- ・ 対策案について、下流域としては、計画高水位が下がるということが、非常に分かりやすい堤案になると考えている。

〔恵那市〕

- ・ 大井ダムは、日本最初の発電ダムであり、恵那峡という観光地である。そこを3mもかさ上げしたら沈んでしまい、観光地にとって大打撃になるため反対である。
- ・ 笠置ダムについても同様なことが言え、5.2m も上げると水田が無くなってしまい、いま過疎対策として来ていただいた訳であるが、ますます過疎に拍車をかけるようなことは反対させていただく。
- ・ ダムのかさ上げについては、反対をさせていただきたいと思う。
- ・ 既得水利権の振替について、とてもじゃないが調整はできない。
- ・ 費用もそれぞれのもので大体わかる。もう実現不可能だとか、これだけ費用がかかったらいかんとかという中で、それとずっと時間をかけてやられ過ぎではないか。
- ・ もう少しスピーディにやって動いていかないと、我々は待っているんです。早くやって下さいということ、強い気持ちで地域の皆様方も。
- ・ 検証を2年も続けている。もう少しスピードをアップして、早くやっていただきたい。私たちだと2年もかかってやっているのと叱られます。スピード感を持っていただいて、早くまとめ上げていただきたいと思います。

〔八百津町〕

- ・ 八百津町では49戸の家屋がもう移転を完了している。そういうものも含めて600億円余の事業が進捗状況の中で執行されているということであり、もう本当に一刻も早く工事の再開、そしてあわせて本当に一刻の猶予も許されない。
- ・ この代替案の完成に要するまでの費用、あるいは完成するまでの期限、また実現性を思うと、これはクリーンヒットだというような代替案とは思えない。
- ・ 結論から申し上げれば、現計画の丸山ダムのかさ上げが最良であると思っている。

- ・ 昨年、一昨年と豪雨災害がございまして、特に、昔はそんなことはなかったけれども、気象の変動が激しいなど、そんなことを思っている。
- ・ 幹事会からもう既に2年を経過しようとしているということで、当然スライドしていけば、スタートが遅れれば完成は遅れる。
- ・ この遅れたことによって、万が一洪水が発生したら、その責任はどうなるのか、あるいはそれが本当に自然災害と言えるのかということを思いますし、何よりも万が一のその洪水を受けられた、その被災者が不幸である。
- ・ 八百津町も含め下流域、流域住民に対する、今取るべき責任というのがダム建設ではないか。ダム直下の町から来た職員として、首長ももちろん同じ考え方をもっており、住民も決してダム建設に反対など全くないという状況。

〔美濃加茂市〕

- ・ 飛騨木曾川国定公園があることから、基本的には河道掘削、堤防かさ上げについては全面的に反対したいと思っている。
- ・ 美濃加茂市側で中濃大橋まで、坂祝境まで既に堤防でかさ上げもされており、もう10m位堤防が高くなっている。
- ・ 河道を掘削するという案については、いまの堤防の天端から水面の位置が3mプラスになり広く（高く）なると、従来でも堤防がもう3キロほど続いているのが、もっと高い堤防に見えてしまうということで基本的に反対です。
- ・ 坂祝町側、各務原市側をかさ上げする案は、これもやはり従来の太田側で堤防の高さの脅威、その怖さを見ると、それを再度10キロぐらい下流までそういう堤防をつくってしまうというようなイメージになる。
- ・ そうしますと、景観というのが非常に悪くなるというか、圧迫感が出てくる。いわゆる万里の長城の横を船で行くみたいな形になりますので、これは景観上いかななものかと思っている。
- ・ 河道掘削によって平常時の河川水位が低下すれば、相対的に堤防が高く見え、まるで万里の長城が続くかのようなものである。圧迫感もでて、景観上いかなものか。
- ・ 太田橋付近では、平成6年の時に化石林が水の濁水したときに発見されて、日本最大級だと新聞で書かれていました、400本以上の化石林が発見されたというような場所があります。
- ・ ここにはいろいろな化石が存在しているというのは、専門家の中では十分評価いただいておりますので、そういう地層の研究、そういう場所としては最も適したところであると思っていますので、それを掘削してしまうというのは、やはり文化財的な意味からいくと、非常に残念ではなくて、これは残してほしいというように思っています。

〔一宮市〕

- ・ 中流域の堤防かさ上げについては、ここは市内ほとんどが堤防にびっちり家が張り付いておりますので、現実問題として非常に難しいだろうというのが実感として非常に感じております。
- ・ 樹木の伐採だけのことを言うと、住民の方から伐採してほしいという要望等もありますので、特に問題はない。

〔桑名市〕

- ・ 下流域としましても、地下水を取水することはできないということと、地盤沈下が起こることがあるため、これはいかがなものか。
- ・ 海水を淡水化させるということにつきましても、そういった処理施設を設けて、その後、高塩水のものを放流するということにもなりますので、水産資源への影響も考えますと、整理されているような結果で良いのではないかと思います。
- ・ やはり、新丸山ダムの建設ということが必要であろうと思いますし、もう早くやって頂きたいということは、下流域としても強く要望していかなければならないと思います。

7) 第4回検討の場幹事会 後日追加で頂いたご意見

第4回検討の場幹事会終了後、各構成員に対して追加意見の提出を依頼し、ご意見を頂いた。その際、頂いたご意見は以下のとおり。

〔愛知県〕愛知県建設部長発 平成24年11月16日付け24河第197号

＜概略検討による治水対策案の抽出について＞

- ・ 治水対策案について、幹事会の意見を踏まえた検討として、景観に影響の小さい範囲において「河道掘削」及び「堤防かさ上げ」による案が立案されているが、犬山頭首工から犬山橋の間で、鵜飼を行っている。この区間の水深は現在7m程度有り、これ以上の河道掘削は鵜飼への影響及び、引き堤や堤防の嵩上げも、沿川住民などに影響がでるのではないかと心配されるので、対策案を評価する段階にて配慮願いたい

＜概略検討による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について＞

- ・ 木曽川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持については、木曽成戸地点で1/10規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより40m³/sを確保することとなっているが、基本方針においては、50m³/sを確保することになっている。今回堤案のあった案には、40m³/sの外数である維持流量の一部を回復する分を先取りし、40m³/sを確保する案がみられるので、基本方針50m³/sの達成が困難とならないよう代替案の検討を頂きたい。
- ・ さらに、平成6年相当の異常渇水時に徳山ダムの利用により40m³/sを確保することになっているので、今回の検討が異常渇水時において流量確保に支障とならないようお願いしたい。

〔岐阜県〕岐阜県県土整備部長発 平成 24 年 12 月 4 日付け河第 457 号

- ・ これまでに示された代替案については、新丸山ダム（変更計画案）よりコスト的にも実現性においても優位となるものは無く、これ以上検証に時間を費やすことは、流域住民の安全安心の確保、経済性等の観点から極めて不合理であることから、早期に検証を終え、事業を再開されることを強く求める。
また、ダムの整備に伴い、49 戸の住民が既に移転されていることから、移転住民の生活再建及び水源地域の振興に必要な国道 418 号（丸山バイパス）、一般県道大西瑞浪線及び井尻八百津線についても計画通りの整備を求める。
- ・ 河道掘削（案）は、日本ラインの景観を形成する奇岩等に影響を及ぼすため、掘削の実施については慎重に対応する必要がある。

〔恵那市〕恵那市副市長発 平成 24 年 11 月 16 日付け建設第 16017 号

- ・ 検証は早期に完了すること。

〔八百津町〕八百津町長発 平成 24 年 11 月 14 日付け八役 1268 号

- ・ 当町といたしましては、10 月 30 日の幹事会で申し上げましたとおり、丸山ダムは洪水調整機能が十分に確保されていない状況なので、洪水が発生した場合安全に流下させることが出来ません。昭和 58 年からでも既に 29 年が経過しており一刻も早く工事に着手して頂きたい。
- ・ 又、工事費・工事年数どれをとりましたが他の代替案より新丸山ダムのかさ上げがベストだと考えております。出席者全員が申ししてみえるように、速やかに検討を終わらせていただき早期のダム完成を強く要望します。

〔美濃加茂市〕美濃加茂市副市長発 平成 24 年 11 月 7 日付け発都第 185 号

＜治水対策案に対する意見＞

○河道の掘削＋堤防のかさ上げ＋河道内の樹木の伐採（治水対策案 7'）について

- ・ 河道掘削により日本ライン下りの船が低い位置となってしまう、船から見た溪谷の景観が様変わりしてしまう。また、坂祝町から各務原市にかけては、堤防のかさ上げや樹木伐採により、日本ライン下りの景観が大きく損なわれてしまう。
- ・ 美濃加茂市周辺の木曽川は大型哺乳動物(サイ)の足跡化石や大規模な化石林が発見されており、化石の宝庫である。河道を掘削することは歴史的資源を壊すことになる。
- ・ 堤防かさ上げ区間では過去に特殊堤の築造時に立ち退きをしていただいた経緯があり、更なる家屋移転や用地買収は相当困難である。
- ・ 中濃大橋の架け替えには、国道 41 号の長期にわたる通行止めが必要となり、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼす。
- ・ 以上の理由によりこの案には反対する。

○その他の治水対策案について

- ・ 河道掘削を含む案は市が誇る景観資源、観光資源を壊すものであり容認できない。

〔桑名市〕 桑名市副市長発 平成 24 年 11 月 9 日付け土第 689-1 号

- ・ 桑名市は木曾三川、木曾川の下流部に位置し、水産資源が豊富な漁場があります。しかし、平成 6 年の異常渇水により、河川流量が減少し、シジミなど多くの魚介類が死滅するなど、水産業に大きな被害を与え、また、地下水の減少により地盤沈下が確認されております。
- ・ 各種対策案を検証して行く中で、地下水の取水につきましては、更なる地盤沈下を招く恐れがあり、対策案としては不適切であると考えます。
- ・ また、海水の淡水化につきましても、広大な用地の確保、淡水後の高塩水の処理による水産資源の影響などを考えますと、対策案としては同じく不適切と考えます。
- ・ 近年の頻繁に発生する異常気象を考えますと、早急な洪水調節機能及び流水の確保には、この新丸山ダム建設事業が費用、工期などの面からも最も効果的と思われますが、他の対策案につきましても、早急に検証を行い、早期着手、早期完成に努めていただきますようお願い申し上げます。

8) 第 5 回検討の場幹事会

平成 25 年 3 月 25 日に開催した第 5 回検討の場幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔愛知県〕

- ・ 下流域の愛知県は、木曾川が万が一の場合には大きな被害を受けるため、治水上の対策はぜひ進めていかなければならないという認識です。
- ・ 愛知県は大きく木曾川に利水を依存しているという立場であり、安定した河川流量の確保が重要であるという認識です。
- ・ 一定の検証結果の方向がでたということで、幹事会のメンバーとして共通の認識が持てたと評価しています。

今後の検証は、こうした評価に基づいて進めていただきたい。

- ・ 新丸山ダムの予備放流の管理運営に当たっては、しっかりやっていただきたい。

〔岐阜県〕

- ・ 現ダム案が治水、利水に優れており、妥当と思われます。

〔三重県〕

- ・ 洪水調節については、新丸山ダム案が現状よりも河川の水位が低下するという治水効果が発揮されることから、非常に妥当な案です。
- ・ 流水の正常な機能の維持について、さまざまなリスクに対して非常に対応しやすい案になっており、評価できる案です。
- ・ 検討の場のスケジュールについても、スピード感を持って進めていただきたい。

〔恵那市〕

- ・ 評価結果が新丸山ダム案でありがたい。
- ・ 検証に余りにも時間がかかり過ぎた。本来、事業実施前に検証され、事業実施が決まることなので、手順が逆です。

〔八百津町〕

- ・ 新丸山ダム案が妥当です。

〔美濃加茂市〕

- ・ 総合評価については、当然のことだと考えます。
- ・ 新丸山ダムありきの堤防かさ上げが完成しているが、平成 24 年に堤防から 1m 下まで大洪水が来ており、いつオーバーフローするかわからないため、この評価に賛成します。

〔一宮市〕

- ・ 下流域としては、新丸山ダム案が最も優れていると思っています。
- ・ 平成 20 年、23 年に非常に大きな雨で被害を被っています。近年、集中豪雨が頻発する時代となっているので、早く決定し、着工していただきたい。
- ・ 完成までの期間が長引けばコストも多くなるため、早期着工、早期完成をお願いしたい。

〔桑名市〕

- ・ 総合的な評価が終わり、次の段階についても、しっかりと、早くお願いしたい。

9) 第 2 回検討の場

平成 25 年 4 月 19 日に開催した第 2 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。※議事速報のため、内容が修正になることがあります。

〔愛知県〕

- ・ 移転を決断していただいた地元の方に対し、下流の受益地の立場からお礼を申し上げます。
- ・ 近年雨の降り方が強くなってきており、木曽川の堤防が決壊すると尾張地域で多大な被害を受ける。新丸山ダム事業は、治水安全度を高めるため、極めて重要な事業である。
- ・ また河川環境が変化する中、流水の正常な機能の維持は、木曽川の環境改善にも大きな役割を果たすと期待している。
- ・ 愛知県としても、新丸山ダム案は、コスト面、実現性等から最も優れていると考えており、その観点で進めてほしい。

- ・ 事業が本格化するまでに、今後も様々な手続きがあるが、事業を進めるにあたりコスト削減に取り組んでほしい。

〔岐阜県〕

- ・ 新丸山ダム建設事業は、岐阜県だけでなく、愛知県、三重県にも利益のある事業である。
- ・ コスト、実現性の評価より最終的に新丸山ダム案となったことは極めて妥当である。
- ・ 検証着手から本日の結論までに 3 年を要している。その間に H22、H23 年と連続して東濃、中濃地方で洪水が発生しており、地元等から早期建設を求める声が上がっている。
- ・ 早期に検証手続きを終え、スピード感をもって対応してほしい。
- ・ また、49 戸の住民移転を実施しており、生活再建としての付替国道及び県道の整備についても当初計画に基づき対応してほしい。

〔三重県〕

- ・ コスト面、安全性、実現性など様々な視点からの検討により、新丸山ダム案が妥当という結論が出たと認識した。
- ・ ダムが完成すると木曽川下流部においては、水位が低下することになる。
- ・ 早期に検証手続きが終わることを望んでおり、スピードをもって進めてほしい。
- ・ 三重県として、新丸山ダム案が妥当と判断している。

〔恵那市〕

- ・ 災害は待ってくれない。
- ・ 水没地域の思いをくんで、早く次のステップに進み、早期完成をお願いしたい。

〔八百津町〕

- ・ S58 洪水では八百津町においても被害が発生している。
- ・ 異常気象により、いつ何時 S58 洪水を上回る洪水が発生するかわからない。
- ・ 美濃加茂市の堤防についても、新丸山ダムを前提として整備されている。
- ・ 生活再建工事が継続されているが、次は転流工といわず、ダム本体工事として多くの予算を確保してほしい。完成までに 16 年を要するが、その間にも出水があると思う。早くダム事業を進めてほしい。
- ・ 本事業について、地域で事業に反対する者はいない。
- ・ 私自身も携わって地権者（49 戸）の方々にご協力いただいて移転を完了している。
- ・ 新丸山ダム案が最も有利という結論を得られたことはありがたい。

〔美濃加茂市〕

- ・ 今年では S58 年水害より 30 年となる節目の年、一昨年（H23）においても戦後 2 番目の洪水が発生した。
- ・ 一昨年の洪水は飛騨川流域での雨が多かったが、新丸山ダムが早く完成することで、飛騨川で洪水があっても木曽川で洪水調節を行うことが可能となり、安全になると考える。
- ・ また、気候変動に関する新聞記事があったが、（河川の基本高水を超える）洪水の発生確率が現在の 1.8～4.4 倍となるとのことであり、そういうことも踏まえて一日も早く新丸山ダムが完成することを望んでいる。

〔一宮市〕

- ・ 多くの評価軸の中でコスト、時間の評価によりダム案となったのは妥当である。
- ・ 木曽川の堤防決壊時は壊滅的な状況となるのは明らかである。
- ・ 市内の水は、地下水、伏流水でまかなっているが、木曽川の表流水に大きな影響を受けるため、流水の確保も重要。
- ・ 早期の新丸山ダム完成に向け、手続きを進めてほしい。

〔桑名市〕

- ・ 下流域は水産資源が豊富であるが、H6 の異常渇水時には相当な被害が発生したため、一定の流量が確保されることは重要であると認識している。
- ・ 今後、さらに異常気象が危惧されており、今回の検証においても新丸山ダムが、有効であるということとなった。一日も早く新丸山ダム事業を進めてほしい。

新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう。

- 2 検討主体は、実施要領細目に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙－1で構成する。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し、第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため、検討主体は幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成する。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題を提案する。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

別紙－ 1

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛知県副知事
岐阜県副知事
三重県副知事

恵那市長
八百津町長
美濃加茂市長
一宮市長
桑名市長

【検討主体】

国土交通省 中部地方整備局長
中部地方整備局 河川部長

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。

別紙－２

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」の構成

【構成員】

愛知県 建設部長
岐阜県 県土整備部長
三重県 県土整備部長

恵那市 副市長
八百津町 参事
美濃加茂市 副市長
一宮市 副市長
桑名市 副市長

【検討主体】

国土交通省中部地方整備局 河川部長
河川部 河川調査官

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

新丸山ダム建設事業の検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に従い主要な段階として、複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。

意見募集の概要及び意見募集の結果は以下のとおりである。

6.2.1 意見募集の概要（複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階）

(1) 意見募集対象

第1回検討の場において立案した新丸山ダム建設事業の治水・流水の正常な機能の維持の複数の対策案について、実現性や具体性・地域社会や環境への影響など様々な観点から、以下の①・②についてご意見を募集した。

① 治水及び流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について

② 治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について

(2) 募集期間

平成23年8月6日（土）～平成23年9月4日（日）（必着）

(3) 提出方法

①郵送、②FAX、③電子メールのいずれかによる。

(4) 資料の閲覧方法

中部地方整備局「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討について」のホームページ

閲覧場所：中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

中部地方整備局 木曽川下流河川事務所

(5) 意見募集の結果

意見の提出は、個人11名、団体1団体、合計12件のご意見を頂いた。

意見提出者の地域別、年代別、性別の割合を以下に示す。

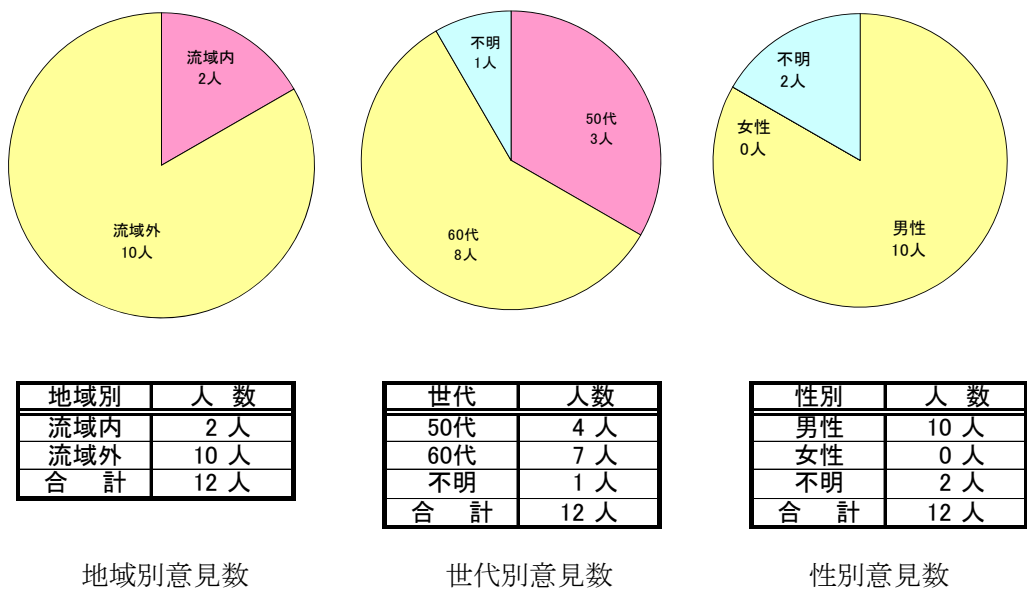


図 6.2.1 意見提出者の属性

(6) パブリックコメントに寄せられたご意見

パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、新丸山ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表 6.2.1 に示す。

なお、できるだけ分かりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合がある。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (1)

■意見募集の概要及び結果

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について】		
治水01	【水田等の保全について】 ・休耕田を調整池として有効活用、雨の時だけ、貯まるよう工夫。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「水田等の保全は、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりするという水田の機能を保全することである。治水計画は、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとで降雨が河川に流出することを前提として策定されており、現況の水田の保全そのものに下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。なお、治水上の機能を現状より向上させるためには、畦畔のかさ上げ、落水口の改造工事等やそれを継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要となると考えられる。効果が発現する場所は水田等の下流であるが、内水対策として対策実施箇所付近に効果がある場合もある。」と記載されております。 ・ご意見にある、「休耕田を調整池として有効活用」について、第1回検討の場等でお示した複数の治水対策案の立案に当たって、木曽川流域への適用性等を検討しています。現在の水田機能を保全する「水田等の保全」については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続する方策として全ての治水対策案に組合せることとしています。また、畦畔のかさ上げ等により水田の治水機能を向上させる「水田等の保全(機能向上)」については、流域内の水田を対象に機能の向上を検討し、「雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全(機能向上)＋河道の掘削＋河道内の樹木の伐採」を含む治水対策案を立案しております。 ・このたび、第1回検討の場等でお示した18案の治水対策案に、意見募集及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加し、21案の治水対策案について概略評価を行っており、「水田等の保全」はこれら全てに含まれております。なお、「水田等の保全(機能向上)」を含む治水対策案については、コスト及び実現性の観点から棄却しております。
流水01	【大胆な方策での抜本的な再構築について】 ・水問題の歴史的経緯、利害関係の難しさから実現性は困難と考えますが、現在の阿木・味噌・岩屋・(牧尾)ダムのフル運用、木曽川導水路や発電ダムなど上水、工水、発電、不特定など多目的な水利用を、水系全体で完全フル化(バックアロケーションで既存分を清算)するなど、大胆な方策での抜本的な再構築が考えられます。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・ご意見の趣旨については、第1回検討の場等でお示した複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案に当たって、木曽川流域への適用性等を検討し、「ダム使用権等の振替＋ダム再開発(かさ上げ・掘削)」を含む対策案を立案するとともに、「治水調整の強化」については全ての対策案に含めることとしております。 ・このたび、「ダム使用権等の振替＋ダム再開発」により必要な容量を確保する対策として、木曽川水系における既存の水資源開発施設(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰)において水利権が付与されていないダム使用権等の振替を検討しております。 ・なお、木曽川水系では、厳しい渇水時になれば、関係者により渇水調整が行われ、取水制限の強化、ダム群のフル運用を行う総合運用、流水の正常な機能の維持の容量の利用、発電への協力要請による緊急放流等が現在も取り組まれています。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方（2）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
共通01	【人工林の自然林への移行について】 ○木曽川流域の人工林の自然林化への移行	・ご意見にある「人工林の自然林化」について、治水対策案においては、人工林の自然林化により森林の持つ機能を増加させる対策案を追加し、最も安い対策案である河道の掘削、河道内の樹木の伐採と組み合わせで検討を行っております。 ・また、流水の正常な機能の維持対策案については、人工林の自然林化により水源林の持つ機能を増加させる対策案を追加しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「森林の保全は、主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林の機能を保全することである。良好な森林からの土砂流出は少なく、また風倒木等が河川に流出して災害を助長すること等がある。そして森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生がみられるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。しかし、顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる流出抑制機能の改善は、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難であるという課題がある。」と記載されております。 ・「人工林の自然林化」を加えた治水、流水の正常な機能の維持対策案については、森林土壌がより健全な状態へと変化するのに相当の年数を要するなど不確定要素が大きく、定量的な評価が困難であるという課題があることを踏まえ、実現性の面から棄却しています。
共通02	【山の下に巨大貯水池の整備について】 ・木曽川と飛騨川の合流する今渡ダムの山の下に巨大貯水池1km四方の穴で深さ20メートルならば2000万トンの容量が出来ます掘削土は低い土地の埋め立て長島輪中を全部埋める、土砂運搬は河川舟運利用として発想すれば多目的地域開発が出来るかも	・治水対策案については、ご意見を踏まえ、「山の下に巨大調整池」について洪水の一部を貯留し、ピーク流量を低減する「調節池(中流部)」を治水対策案として追加し、木曽川流域への適用性として木曽川沿川で設置可能な候補地を選定し、丸山ダムから今渡ダムの区間で追加して検討しております。 ・複数の治水対策案として立案した18案の治水対策案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価による抽出を行い、「調節池(中流部)」についてはコストの観点から棄却しております。 ・流水の正常な機能の維持対策案については、「河道外貯留施設(貯水池)」により必要量を確保する方策として、複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案している木曽川沿川で地上から掘削を行い貯水池を新設する案やご意見にある「山の下に巨大貯水池」のように、地下の掘削を行うことにより貯水池を新設する案が考えられます。 ・地上から掘削を行う案に対して地下の掘削を行う案は、地中での掘削作業に加え地下空間を維持するための構造物が必要となるなど、費用が高くなると想定されることから、複数の対策案において立案した、地上から掘削を行い貯水池の新設により必要量を確保する「河道外貯留施設(貯水池)」を検討の対象としております。なお、この案は、コストの観点から棄却しております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (3)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【治水の複数の対策案に関する意見について】		
治水01	【治水対策案全般について】 ・提示されている治水対策メニュー(26方策の木曽川流域への適用性、治水対策案の一覧表)は、現計画と比較しいずれもコストの面、地域や生産活動などの点で影響が広範で多大であり、いずれの案も抜本的な解決策ではない。 ・対策案1から対策案18まで、すべて実現不可能もしくは、現実的な対策であるとは思えない。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する。」「立案した複数の治水対策案について、治水対策案が多い場合には、(略)2～5案程度の治水対策案を抽出する。(略)」「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の治水対策案の立案では、これに基づき幅広い方策を単独又は組み合わせで「新丸山ダム(変更計画(案))」以外の18案の治水対策案を立案した他、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえた追加も行っております。
治水02 ①	【流域で貯める対策案(調節池、ダムの有効活用)について】 ・洪水を上流のダムでコントロールするより出来るだけ平野に近いところで調節することが必要。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「ダムは、(略)一般的に、ダム地点からの距離が長くなるにしたがって、洪水時のピーク流量の低減効果が徐々に小さくなる。」、また、「遊水地(調節池)等は、(略)防御の対象とする場所から距離が短い場所に適地があれば、防御の対象とする場所において一般的にピーク流量の低減効果は大きい。治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は遊水地等の下流である。」と規定されております。 ・ご意見にある、「出来るだけ平野に近いところで調節することが必要。」については、検証対象である「新丸山ダム(変更計画(案))」も該当すると考えられますが、複数の治水対策案の立案において「ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量の買い上げ)」、「調節池(三派川)」、「調節池(中流部)」等を含む対策案を立案しております。
②	・ダム以外の案は、効果的な洪水調整が不可能。(調整池等は、洪水のピーク時に機能しない)	・ご意見にある「ダム以外の案は、効果的な洪水調整が不可能。(略)」について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組合せ案を検討することを基本とする。(略)治水対策案は、(略)幅広い方策を組合せて検討する。」「遊水地(調節池)等は、(略)防御の対象とする場所から距離が短い場所に適地があれば、防御の対象とする場所において一般的にピーク流量の低減効果は大きい。治水上の効果として、河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は遊水地等の下流である。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (4)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水03	【ダムの有効活用について】 ・水力発電所は、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、安易な発電容量の治水他への買い上げは、既設発電所の運用に多大な影響を及ぼす。 ・多くのダムで対処することになる。	・複数の治水対策案として立案した18案の治水対策案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量買い上げ+利水ダム:かさ上げ及び発電容量の買い上げ)」、「ダムの有効活用(丸山ダム:買い上げ)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」など6案を抽出しております。 ・「ダムの有効活用」として、発電容量の買い上げを行う対策案は、関係河川使用者等との調整が必要となるため、関係河川使用者等に提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価を行います。が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
治水04	【遊水地(調節池)について】 ・最も治水対策を必要とする美濃加茂、坂祝地域には効果はありませんし、三派川より下流部は流下能力的に必要なのでしょうか。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組合せ案を検討することを基本とする。(略)治水対策案は、(略)幅広い方策を組合せて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の治水対策案の立案において、「調節池(三派川)+河道の掘削」、「調節池(三派川)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この2案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「調節池(三派川)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・美濃加茂、坂祝地区を含む上流部においては、これまでに頂いている構成員からの意見も踏まえ、景観に影響を与えない範囲で最大限河道掘削を行い、残る区間は日本ラインの景観に影響が小さいと考えられる方策の中で最も安価な「堤防のかさ上げ」を組み合わせ、河道内の水が流れる断面積を増大させて所要の水位低下を図り、さらに流下能力が不足する分について、下流部において、「調節池」の整備及び、「河道の掘削」又は「河道内の樹木の伐採」により、河道内の水が流れる断面積を増大させて所要の水位低下を図ることにより、美濃加茂、坂祝地区等においても水位低下を図ることが可能になります。また、三派川下流部においても流下能力が不足箇所についても、調整池により河道のピーク流量を低減することが可能となります。
治水05	【放水路(捷水路)について】 ・上流では約10km、内径約10m、20条のトンネル掘削、このような案は方策として、配置、施工、維持管理などの点においても非現実的ではないか。	・複数の治水対策案の立案において、上流部、中流部に放水路を整備する「放水路(上流区間、下流区間)」、上流部に放水路を整備する「放水路(上流区間)+河道内の樹木の伐採」、狭窄部となっている区間に放水路を整備する「放水路(狭窄部)+河道の掘削+河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この3案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「放水路(上流区間)+河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・今後、抽出した治水対策案については、評価軸ごとの評価を行います。が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「技術上の観点からの実現性の見通しはどうか」について、「各治水対策案について、目的を達成するための施設を設計するために必要な技術が確立されているか、現在の技術水準で施工が可能かなど、どの程度実現性があるかについて見通しを明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (5)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水06	【河道の掘削について】 ・貴重な観光、景観資源を消滅させる。また、地域、関係省庁の許可が出るとは考えられない。 ・名勝地の保全の観点等から不適當。	・複数の治水対策案の立案において、「河道の掘削」の方策を含む治水対策案として、「河道の掘削」、「河道の掘削＋河道内の樹木の伐採」、「引堤＋河道の掘削」等の12案の治水対策案を立案しております。 ・これまでに頂いている構成員からの意見も踏まえ、景観に影響を与えない範囲で最大限河道掘削を行い、残る区間は日本ラインの景観に影響が小さいと考えられる方策の中で最も安価な「堤防のかさ上げ」案を組み合わせた案を追加立案しました。また、パブリックコメントにより提案された2案を含めた21案の治水対策案について概略評価を行い、「河道の掘削＋堤防のかさ上げ＋河道内の樹木の伐採」など7案を抽出しております。 ・今後、評価軸ごとの評価を行います。が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」、評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、「各治水対策案について、景観がどう変化するか、河川や湖沼での野外リクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するのかできる限り明らかにする。また必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
治水07	【引堤について】 ・引堤等は堤防区間の長い延長を実施するには超年月とお金がかかり治水効果を上げることとしない。	・複数の治水対策案の立案において、「引堤＋河道の掘削」、「引堤＋河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この2案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「引堤」を含む治水対策案については、コストの観点から全て棄却しております。
治水08	【堤防のかさ上げについて】 ・不適當とまでは言わないが、安全のために万一の場合の危険性を高めてもやむを得ないとする地域全体の合意形成をどのように達成するかが大きな問題。 ・多数の橋梁の架け替えや家屋の移転費用などが多額。 【堤防のかさ上げ＋河道内の樹木伐採】 ・新規のダム建設であればこの案が適切と考えるが、今回は嵩上げである。	・複数の治水対策案の立案において、「堤防のかさ上げ」、「堤防のかさ上げ＋河道の掘削」、「堤防のかさ上げ＋河道内の樹木の伐採」を立案しております。 ・この3案を含む18案に、パブリックコメント及び構成員からの意見を踏まえ3案を追加した21案の治水対策案について概略評価を行い、「堤防のかさ上げ」を含む治水対策案については、「河道の掘削＋堤防のかさ上げ＋河道内の樹木の伐採」を抽出しております。 ・今後、評価軸ごとの評価を行います。が、地域全体の合意形成については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」について、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (6)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水09	【河道内の樹木の伐採について】 ・河道内の樹木伐採は、伐採では効果は一時的で十数年で再樹林化し、完全抜根の永久的な継続が必要。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河道内の樹木の伐採は、河道内の樹木群が繁茂している場合に、それらを伐採することにより、河道の流下能力を向上させる方策である。また、樹木群による土砂の捕捉・堆積についても、伐採により防ぐことができる場合がある。なお、樹木が再び繁茂すると効果が低下する。治水上の効果として、河道の流下能力を向上させる効果があり、効果が発現する場所は対策実施箇所付近であり、水位を低下させる効果はその上流に及ぶ場合がある。」と記載されております。
治水10	【雨水貯留施設、雨水浸透施設について】 ・貯留等の施設設置がよく理解できない。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「雨水貯留施設は、都市部における保水機能の維持のために、雨水を貯留させるために設けられる施設である。各戸貯留、団地の棟間貯留、運動場、広場等の貯留施設がある。なお、現状では、市街化が進んだ中小河川流域で実施している。治水上の効果として、地形や土地利用の状況等によって、河道のピーク流量を低減させる場合があり、効果が発現する場所は、対策実施箇所の下流である。また、低平地に設置する場合には、内水を貯留することにより対策実施箇所付近に効果がある。」、「雨水浸透施設は、都市部における保水機能の維持のために、雨水を浸透させるために設けられる施設である。浸透ます、浸透井、透水性舗装等の浸透施設がある。なお、現状では、市街化が進んだ中小河川流域で実施している。治水上の効果として、地形や土地利用の状況等によって、河道のピーク流量を低減させる場合があり、効果が発現する場所は、対策実施箇所の下流である。」と規定されております。 ・ご意見を踏まえ、わかりやすく記述するように努めて参ります。
治水11	【新丸山ダム(変更計画(案))について】 ・新丸山ダムは木曽川本川にあり流域面積が大きく、S58年洪水では8200m³/sもの流入量があり、新丸山ダムの予備放流操作、洪水調節操作を確実にを行うためのソフト・ハードの整備を万全に行って頂きたい。 ・予備放流方式の実施に必要な十数時間先までの精度の高い流出予測手法や予備放流実施上の課題も多いと考えられ、現時点では困難 ・無降雨(好天時)での急激な増水への河川利用者に対する安全確保や流出量の予測、予備放流所要時間、降雨の空振りによる損失補てん(減電、代替水源)の課題などもあり、実施例は皆無に近いのが現状と思われる	・予備放流方式については、新丸山ダムの特徴を踏まえつつ、安全な洪水調節、確実な洪水警戒態勢の確立、河川利用者の安全確保に努めてまいります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (7)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水12	【新丸山ダムの賛否に関する意見について】 ・重要な木曽川の治水対策を、このような検討で徒に時間を空費することは許されないことであり、現計画で早期に事業を再開することを望む。 ・私は、昭和58年の洪水の被害者です。河川激甚災害対策事業の築堤にあたり用地も提供した。当時、築堤と新丸山ダムがセットで今後二度と災害が起きないようにとのことで進められていると聞いている。今になって、名勝木曽川を掘削する対策案や堤防かさ上げ対策案が案として計画されることに国の姿勢が疑われる。他の対策案も費用が莫大であり、工期も長い。一番効果的な新丸山ダムの完成を望む。 ・新丸山ダムは、木曽川本川にあり流域面積が大きく、既設ダムに対して治水効果がきわめて大きい。他の代替案は、コスト・工期とも大きいか不確定であり、新丸山ダムの変更計画案を早急に決定し、木曽川流域の治水安全度の向上を図って頂きたい。	・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
治水13	【検証の進め方について】 ・検証の前提として、地域(想定氾濫域)の方々が安全と安心をどう考え、どの程度の治水安全度を望み、費用負担(地域で、誰が、いくら)をどうするのかの議論、合意形成が必要。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。 ・木曽川水系河川整備計画は平成20年3月28日に策定されており、策定に当たっては、学識経験を有する者の意見聴くことを目的とした「木曽川水系流域委員会」を12回開催し、関係住民の意見を聞くことを目的とした「ふれあい懇談会」を4回開催するとともに、「木曽川水系河川整備計画(原案)」を縦覧し、広く地域住民の皆様からご意見を頂いております。また、木曽三川に関わる関係自治体(4県61市町村)より意見を頂くことを目的として「木曽三川整備計画策定説明会」を開催し、行政的な見地からご意見を頂いております。 ・木曽川水系河川整備計画において、木曽川水系河川整備計画の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「木曽川においては、戦後最大となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標とする」としており、複数の対策案は、この目標と同程度の目標を達成することを基本として立案しております。 「木曽川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/) ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し(略)、②検討の過程においては、(略)、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。(略)」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (8)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について】		
流水01	【流水の正常な機能の維持対策案全般について】	
①	・貯水池などの水源施設を別途新たにつくる対策案は何れもこの地域においては非現実的で検討対象として不適当。既設ダム容量の買い上げ、水系間導水も結局はダムに頼ることに変わりはなく不適当。他の案についても実現可能性の問題等より不適当。 ・不特定容量の確保は河川管理者がその河川内で確保すべきものであり、河道外施設を使ったり、地下水や海水でまかなうべきものではない	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案では、これに基づき、新丸山ダム(変更計画(案))以外の9案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した他、パブリックコメントを踏まえた対策案の変更・追加を行っております。
②	・「関係者調整」が書かれていますが、水問題の歴史的経緯、利害関係の複雑さなどから、「調整」一言で表すほど、各課題、問題の解決は容易でない。	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「ダム再開発(笠置ダム、大井ダム、秋神ダム:かさ上げ)」、「他用途ダム容量の買い上げ」、「既得推理の合理化・転用」、「ダム使用権等の振替+ダム再開発」、及び「既設丸山ダムに予備放流方式を採用」の5案を抽出しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「概略検討により、利水対策案(略)を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。」と規定されております。 ・これに基づき、抽出した流水の正常な機能の維持対策案の関係河川使用者等への提示、意見聴取を実施した後、評価軸ごとの評価を行います。また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しかどうか」について、「各利水対策案の実施に当たって調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (9)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
③	・正常流量の補給は、低コストで瞬時に行なわれなければ、本来の機能が全うできない。 ・対応策は、純粋な技術面においても、検討が十分でない事項が多く、概算コストに含まれる以外の未計上コストについて注釈があるが、誤解を与えないよう、それらを含めた比較も必要	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、5案を抽出しております。 ・概略評価によって抽出した流水の正常な機能の維持対策案については、できる限り最新のデータや技術的知見を用いて詳細に検討を行い、評価軸ごとに評価し、更に目的別の評価を行って参ります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「コスト」の完成までに要する費用はどのくらいかについて、「各利水対策案について、現時点から完成までの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」及び「なお、コストに関しては、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる費用についても明らかにして評価する。(略)」とし、評価軸「目標」の段階的にどのように効果が確保されていくかについて「(略) 各方策の段階的な効果の発現の特性を考慮して、各利水対策案について、対策実施手順を想定し、一定の期間後にどのような効果を発現しているかについて明らかにする。」と規定されており、これに基づき評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。
④	・必要容量1,500万m³としていますが、開発地点(取水地点)により開発可能水量は変化すると思う。どの地点での水開発を想定されているのか	・ご意見にある「必要容量1,500万m³」については、流水の正常な機能の維持対策案において、新丸山ダムに確保する不特定容量約1,500万m³と同容量を確保するもので、「河道外貯留施設(貯水池)」は木曽川中流部沿川への貯水池の設置、「ダム再開発(かさ上げ)」は、大井ダム、笠置ダム、秋神ダムの3ダムのかさ上げ、「他用途ダム容量の買い上げ」は、木曽川に設置されている発電を目的に持つ27ダムにおける計画上の発電容量の一部の買い上げにより確保することを想定しています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。」と規定されており、各流水の正常な機能の維持対策案において、約1,500万m³を確保することにより、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成できることを、立案の段階で確認しております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (10)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
⑤	・定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為の余裕として考えるべき。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、5案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出しております。 ・水源林の保全及び、渇水調整の強化、渇水対策、雨水・中水利用については、効果をあらかじめ定量的に見込むことができないが、流域管理の観点や渇水時の被害軽減の観点から推進を図る努力を継続する方策として、全ての対策案に組み合わせております。 ・抽出した流水の正常な機能の維持対策案において、関係河川使用者等との調整を伴うため不確定となっている施設の諸元等については、関係河川使用者等への提示、意見聴取の結果を踏まえてできる限り明らかにし、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。
⑥	・木曽三川の水が少なくなり水道や工業用水そして農水が節水し給水車に群がる住民が全国各地に広がった状況をたびたび見かけました。木曽川を歩いて渡れる渇水がありました、その時木曽川では節水が行われ水不足が発生していました、人も生物も水不足に悩まされています。この解消に最大限の努力をして頂きたいと思います。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。」と規定されており、これに基づきできるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えております。 ・木曽川水系河川整備計画では、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標としては、「流水の正常な機能の維持については、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曽成戸地点において1/10規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより40m³/sec、異常渇水時[平成6年渇水相当]には、さらに徳山ダムの渇水対策容量の利用により40m³/secの流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する」ことが記載されております。「木曽川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/)
流水02	【河道外貯留施設(貯水池)、ため池について】 ・設置先での影響が心配され、又費用が多額。	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。 ・「河道外貯留施設(貯水池)」、「ため池」については、同類の「施設により水源を確保する対策案」である「ダム再開発(かさ上げ)」よりもコストが大きいため棄却しております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方（11）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流水03	【ダム再開発(かさ上げ)について】 ・多くの箇所では工事等が必要。	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「ダム再開発(かさ上げ)」を含む5案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。
流水04 ①	【他用途ダム容量の買い上げについて】 ・水力発電所は、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、安易な発電容量の治水他への買い上げは、既設発電所の運用に多大な影響を及ぼす。 ・大震災後、水力発電は見直されると思いますので、そちらの検証を進めることが肝心	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「他用途ダム容量の買い上げ」を含む5案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じて i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき関係する河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。(略)」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
②	・結局はダムに頼ることに変わりはなく不適当 ※【水系間導水(矢作川)について】に対しても同じ意見を頂いている。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じて i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
流水05 ①	【水系間導水(矢作川)について】 ・矢作川水系自体が渇水頻発河川ですが、水計算で導水が可能との結果が出ているのか。現時的には困難	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行って参ります。 ・「水系間導水(矢作川)」については、矢作川では近年20年間で11回の取水制限が実施されており、渇水が頻発し、また、隣り合う水系であるため同じような時期に取水制限となることがあるため、渇水時に新たに導水することは困難であることから、実現性の観点から棄却しております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (12)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
②	・必要な水を確保するためには(他水系を当てに)人の財産を当てに利用するものでなく、自分自身(木曽川水系)で行うことが最善であり、まずは実施できる効率の良い水源対策で実施頂きたい。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。
流水06	【地下水取水について】 ・伏流水は、供給源は木曽川水系ですが、深層からの大量の取水は地盤沈下や長期的には枯渇、浅層からの主取水では、地盤沈下や河川表流水の減少を招く恐れがある。実管理として、「影響を与えないように配慮しつつ」本当にできるのか	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。 ・「地下水取水」については、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の規制地域では、地下水の揚水規制として、条例により一定規模以上の井戸の新設の禁止や揚水量の抑制等に取り組んでおり、観測地域では地下水保全指針により、自主規制の実施や揚水量の削減等に努めることとしていること。また、木曽川の中上流域においては、地下水に恵まれておらず、ほとんどが表流水と伏流水に水源を求めていることから、木曽川沿川において、渇水時に新たに地下水を取水することは困難と考えられることから、実現性の観点から棄却しております。
流水07	【海水淡水化について】 ・高濃度の塩水の環境への影響は、どの程度かの事例がないと判断できない。大量の淡水化は高濃度塩水の処理、設備費用等が、現実的か疑問。	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行っております。 ・「海水淡水化」については、完成までに要する必要が、約9,200億円(補給地点までの導水施設及びポンプ施設等の費用は含む)であり、検証対象である「新丸山ダム(変更計画(案))」の完成までに要する費用約600億円(中間的な整理)の約15倍でありコストが極めて高いため、コストの観点から棄却しております。
流水08	【既得水利の合理化・転用について】 ・関係者との調整が心配される	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「既得水利の合理化・転用」を含む5案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (13)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流水09	【水源林の保全について】 ・良好な土壌の保水機能は期待できるとしても、渇水時には森林は地下水を吸い上げ流況の安定とならず、河川流量をむしろ減少させる研究成果もあり、「緑のダム」の過度の期待、誤解を与える	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「水源林の保全は、主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策である。取水可能地点は、導水路の新設を前提としない場合には、水源林の下流である。」と規定されております。 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案では、「水源林の保全」の方策については、流域管理の観点から推進を図る努力を継続する方策として全ての対策案に組み合わせております。
流水10	【新丸山ダムの賛否に関する意見について】 ・対策案は、コストや工期面で現実的な対策ではない。また、定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為の余裕として考えるべきと思われる。従って、このような検討は早期に切り上げ、提案された変更計画(案)で、早期に事業を再開、推進することを望む。 ・木曽川流域は、近年の少雨化傾向等により、たびたび渇水に見舞われ、平成6年には約300億円の渇水被害が発生している。新丸山ダム不特定容量1500万m³により、成戸40m³/sを確保し、利水安全度の向上を図ることが急務	・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。
【治水対策案、流水の正常な機能の維持の複数の対策案共通の意見について】		
共通01	【新丸山ダムの賛否に関する意見について】 ・丸山ダム建設時に水没し、移転した方々が、新丸山ダム建設にあたって、再度水没を余儀なくされ、再移転されたと聞いている。これらの方々のご苦労に思いをいたし、木曽川流域住民の生命と財産を守る新丸山ダムの変更計画案を早急に決定し、進めて頂きたい ・木曽川本川に残された数少ない洪水対策のための施設であり、また木曽川では、これまで水開発が優先された結果維持流量の確保が遅れており、そのためにも 丸山ダム再開発に期待したい。 ・木曽川は山間部から扇状地を経て濃尾平野へ流れる川であるが、人口集中地区と山間部は近接しており、治水的にも正常流量の補給からしても、丸山ダム地点はベストな位置である。ここで再開発することは、経済的・効果的に最良の案である。 ・既設の丸山ダムを活用して木曽川の治水機能の強化、貴重な水力エネルギーの増強にも資する新丸山ダムの建設は早期に着実に進展させるべき事業。安全の確保は国に課せられた最低限の責務であり、現下の財政事情に鑑みコストの削減に努め、より安全な木曽川の早期実現を期待	・今回の新丸山ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」が通知され、これらに基づき検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えております。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (14)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点について】		
評価軸01	【実現性について】 【関係する河川使用者の同意の見通しはどうか】 ・水利権量のみをみれば潤沢にあると考えるが、常時全量取水が保障されているわけではなく、現実の実質利水安全度は相当低いと思われるので、この点の評価や周知も水利用を考える上で重要。	・複数の流水の正常な機能の維持対策案として立案した9案に、パブリックコメントで頂いた意見を踏まえて変更・追加した11案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、「既得水利の合理化・転用」、「ダム使用権等の振替＋ダム再開発」を含む5案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出しております。 ・今後、関係河川使用者等への抽出した流水の正常な機能の維持対策案の提示、意見聴取を行った後、評価軸ごとの評価を行って参ります。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、流水の正常な機能の維持の観点からの検討について、「検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、利水に関する評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において、「各利水対策案の実施に当たって、調整すべき河川使用者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係する河川使用者とは、例えば既存ダムの活用(容量の買い上げ・かさ上げ)の場合における既存ダムに権利を有する者、水需要予測見直しの際の既得の水利権を有する者、農業用水合理化の際の農業関係者が考えられる。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
評価軸02	【地域社会への影響について】 【地域間の利害の衡平への配慮がなされているか】 ・木曽川流域の特性としては木曽三川の全体としてとらえるべきもので一つの河川のみで評価するものでないと思います。濃尾平野は三川によって作られ、洪水災害も水利用もされてきました。水源が木曽川であれ揖斐川であれ運命共同体の三県一市で受ける評価をすべき	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川や流域の特性に応じ、(略)評価軸で評価する」と規定されており、治水(利水)対策案に関する評価軸「地域社会への影響」の「地域間への利害の衡平への配慮がなされているか」について、「(略)各治水(利水)対策案について、地域間でどのように利害が異なり、利害の衡平にどのように配慮がなされているか、できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
評価軸03	【景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか】 ・木曽川は、昭和6年に河川の部で日本一の美しさとして日本八景に選ばれている。その自然は絶対に守らなければならない。 ・コスト(完成するまでの費用)を優先した方策(組み合わせ)が提示されていますが、例えば、河道掘削は名勝木曽川の貴重な景観や観光資源としての価値、歴史的文化的資産を失わせるもの。	・木曽川水系河川整備計画では、河川環境の整備と保全に関する目標として「木曽川については、雄大な木曽川らしい多様に変化に富む自然環境及び木曽川を特徴づける動植物が今後も生息・生育できる自然環境を保全・再生にできる限り努めてまいります。することを目標とする。」としております。 「木曽川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/) ・今後、評価軸ごとの評価を行います。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、治水(利水)対策案に関する評価軸「環境への影響」、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」について、「各治水(利水)対策案について、景観がどう変化するのか(略)できる限り明らかにする。また、必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (15)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
評価軸04	【目的別の総合評価】 ・昭和58年出水は流量確率1/50とのことであり、同規模あるいはそれを上回る洪水発生の際は常に存在する。実現可能性、時間軸の評価をより重視して検討してほしい	・「ダム事業の検証に関する再評価実施要領細目」において、「目標を上回る洪水が発生した場合についても、例えば、ダムは河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、(略)洪水の予測、情報の提供等は、目標を上回る洪水時においても的確な避難を行うために有効である。(略)各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。
【その他】		
治水01	【加茂川排水機場について】 ・加茂川排水は丸山ダム工事の後で有ると聞く。支流に対する配慮もお願い。	・ご意見のある排水機場については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては「本川河道のピーク流量を低減させたり、流下能力を向上させたりすることには寄与しない。」と記載されており、治水対策案として立案しておりませんが、内水被害軽減の観点から推進を図る努力を継続することとしています。なお、木曽川水系河川整備計画には内水対策として加茂川排水機場の排水量の増強について位置付けられております。
治水02	【調節池の適切な管理について】 ・調整池として整備した池が、常に満タンの水であることが多いので、晴れ間に必ず池の水を空にするよう指導	・調節池は、雨水の流域抑制を目的とした施設であり、河川管理者が設置する調節池と土地の開発者が設置する調整池がありますが、河川管理者が設置している調節池については適切な管理を行うことが求められております。 ・調節池の適切な管理は、流域の管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図る努力を継続する必要があると考えております。 ・なお、都市部の河川流域において浸水被害の頻発を受けて、平成16年に施行された特定都市河川浸水被害対策法では、雨水の流出の抑制のための規制等として「地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等との間において、管理協定を締結して保全調整池の管理を行うことができる」と記載されております。
治水03	【河道の掘削の賛否について】 ・坂祝町一色の掘削は住民も希望が(要望)が多い	・ご意見にある「坂祝町一色の掘削は住民も希望が(要望)が多い」ですが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、評価軸「実現性」の「その他の関係者との調整の見通しはどうか」において、「各治水対策案の実施に当たって、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。関係者とは、例えば、ダム有効活用の場合の共同事業者(略)が考えられる」、評価軸「環境への影響」の「景観、人と自然との豊かな触れ合い」にどのような影響があるかについて、「景観がどう変化するか、河川や湖沼での野外リクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動がどのように変化するかできる限り明らかにする。また必要に応じ影響緩和のための対策を検討し、対策の内容や想定される効果等について明らかにする。」と規定されており、今後評価軸ごとの評価について検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方（16）

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治水04	【その他】 ・ダムが多いため、以前のように玉石が中流に来なくなり、川原が砂丘化し、土壌は富栄養価して柳、アカシヤなどの高木や外来の草花、竹が繁茂して、川岸に近寄り難くなってきている。	・河川管理施設に影響を与えるもしくは、河川巡視等に支障となるような著しく繁茂した樹木の伐開及び、洪水の安全な流下等に支障となるような河道内への堆積土砂の除去を行い、砂礫河原の保全・再生にできるかぎり努めて参ります。 ・また、引き続き河床変動や各種水理データの収集等のモニタリングに努め、適切な河道管理を実施して参ります。
共通01 ①	【検証の進め方について】 ・法律的手続きや、市民や関係者との議論の結果、認められてきた計画を、根拠もなく見直していることは、予算の無駄使いあり、工期が遅れたことにより、洪水被害が生じた時は、誰が責任をとるのか！結局市民が泣き寝入りすることになる。	・今回の新丸山ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・今後、評価軸ごとの評価を行います。が、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、治水対策案に関する評価軸「安全度(被害軽減効果)」の「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」において、「各方策の特性を考慮して、各治水対策案について、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。また、近年発生が増加する傾向にある局地的な大雨は、極めて局地的かつ短時間で発生する降雨であるため、一般的に流域面積の大きな大河川においては影響が少ないが、流域面積が小さく河川延長が短い中小河川では、短時間で水位が上昇し氾濫に至る場合がある。必要に応じ、各治水対策案について、局地的な大雨が発生する場合の状況を明らかにする。」と規定されており、これに基づき検討を行って参ります。

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (17)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
②	・新丸山ダム建設とは別に動いている徳山ダム水源の運搬水路として木曽川水系連絡導水路事業と合わせた建設評価を行うことも必要。	・木曽川水系連絡導水路事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示があり、これに基づき、新丸山ダム建設事業とは別に検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し評価する。検討にあたっては、必要に応じ i) の利水代替案や ii) の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」とし、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・木曽川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持に関する目標として、「木曽川では、木曽成戸地点において1/10規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給に合わせて、新丸山ダムにより40m³/s、異常渇水時にはさらに徳山ダム渇水対策容量の利用により40m³/sを確保する(略)。」と記載されております。 「木曽川水系河川整備計画」の内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kisosansen-plan/) ・このように、新丸山ダム建設事業と木曽川水系連絡導水路事業の、流水の正常な機能の維持に関する目標は異なりますが、両事業の検証における、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案は、木曽川流域に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせて検討しており、また、新丸山ダム建設事業における検証においては、ご意見を頂いた「(略)木曽川水系連絡導水路事業と合わせた建設評価を行うことも必要。」等を踏まえて、「ダム使用权等の振替+ダム再開発」により必要な容量を確保する対策として、木曽川水系における既存の水資源開発施設(牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、徳山ダム、長良川河口堰)において水利権が付与されていないダム使用权等の振替を検討しております。
共通02 ①	【その他】 ・一般市民に広く周知し理解(少しでも)してもらい、意見を集めたい思いはわかりますが、添付されている資料などは河川工学(特に治水計画、ダム計画)に相当熟知した者でなければ理解できない内容	・ご意見を踏まえ、わかりやすく記述するように努めて参ります。
②	【その他】 ・東日本の大震災の例が、日本中どこで起きてもおかしくない状況。58年の大洪水は未曾有の雨の一言で終わってはいけない。ゲリラ豪雨が日本中で起きている。想定外という言葉は、今は死語です。想定外を想定して災害を今後起きないようにして下さい	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証を進めています。また、検証に当たり過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等についても詳細に点検を行うこととなっております。 ・この点検により目標の妥当性を確認した後、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を評価等の検討を行っております。

6.3 意見聴取

本検討の場の構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、概略評価により抽出した対策案について、関係河川使用者等に対して意見聴取を実施した。

また、今後は、本報告書（素案）に対して、学識経験者を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施する予定。

また、これらを踏まえ本報告書（原案）案を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施する予定。

6.3.1 関係河川使用者及び関係地方公共団体からの意見聴取

概略評価により抽出した対策案について、関係河川使用者（治水・流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に対して下記のとおり意見聴取を実施した。

(1) 意見聴取対象

概略評価により抽出した治水対策案及び流水の正常な維持対策案

(2) 意見聴取日

平成 24 年 11 月 2 日～11 月 15 日

(3) 意見聴取を実施した関係河川使用者及び関係地方公共団体

農林水産省東海農政局、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、名古屋市、恵那市、独立行政法人水資源機構、関西電力株式会社、中部電力株式会社

(4) 関係河川使用者及び関係地方公共団体からのご意見

第 4 回検討の場幹事会終了後、関係河川使用者及び関係地方公共団体に対して意見の提出を依頼し、ご意見を頂いた。その際、頂いたご意見は以下のとおり。

〔東海農政局農村計画部長〕 平成 24 年 11 月 14 日付け 24 海計第 245 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 農業用水は、営農に必要となる最低限の用水量となっています。水管理については、水路の漏水対策を行うほか、農業用水の反復利用や番水を行い、節水に努めております。

したがって、既得水利の合理化・転用は困難です。

〔愛知県愛知県地域振興部長〕 平成 24 年 11 月 27 日付け 24 土水第 938 号

＜流水の正常な機能の維持（対策案 8 及び 9）について＞

- ・ 渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することが必要と考えており、検討に際しては配慮されたい。
- ・ また、本県利水に関係する他の関係河川使用者の意見に配慮されたい。

〔愛知県建設部長〕 平成 24 年 11 月 27 日付け 24 河第 210 号

< 2-①案について >

- ・ 変更計画案については、予備放流方式を採用していることから、下流河川の管理体制を含め、適切に運用されることが前提であると考えており、下流河川への影響を十分考慮した検討をお願いしたい。

〔愛知県企業庁長〕 平成 24 年 11 月 27 日付け 24 水計第 113 号

< 流水の正常な機能の維持（対策案 8,9）について >

- ・ 既得水利の合理化・転用及びダム使用権等の振替は、渇水時や将来においても安定的に水供給を確保することを困難にするものと考えます。

〔岐阜県県土整備部長〕 平成 24 年 12 月 4 日付け河第 458 号

< 治水対策案 >

対策案 1：ダムの有効活用について

- ・ 大井ダム及び笠置ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転 83 戸、付替道路約 4,400m 等が必要となり、地域に多大な社会的影響が生じることから、不適切である。

< 流水の正常な機能の維持対策案 >

新丸山ダム（変更計画案（案））について

- ・ 新丸山ダム（変更計画案（案））は、既に用地取得については 98%、家屋移転については 100%、付替道路については 32% が完了している。また、地域の反対意見が無いなど、コスト、実現性の観点から他の代替案に比べ優位である。

対策案 2：ダム再開発（かさ上げ）について

- ・ 大井ダム、笠置ダム及び秋神ダムのかさ上げに伴う水没範囲の拡大により、新たな家屋移転 94 戸、付替道路約 9,600m 等が必要となり、地域に多大な社会的影響が生じることから、不適切である。

対策案 9：ダム使用権等の振替＋ダム再開発（かさ上げ）について

- ・ 新丸山ダムの代替案とするダム使用権等の振替については、既設の岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム等が考えられるが、これら木曽川水系のダムについては、近年の少雨傾向により安定供給可能量は約 6 割に低下しており、振替によって渇水被害を高める危険性があるため、不適切である。

対策案 10：既設丸山ダムに予備放流方式を採用について

- ・ 既設丸山ダムに予備放流方式を採用し不特定容量を確保する考えについては、そもそも治水対策として家屋移転や付替道路など社会的影響が大きい他ダムのかさ上げを前提にしたものであり、コストや社会的影響の面から現在の丸山ダムかさ上げに比べ著しく不利であり、そのような考えは現実的に成り立たないと考ええる。

< 結論 >

- ・ これまでに国から示された治水及び流水の正常な機能の維持対策案は、新丸山ダム（変更計画案（案））よりコスト的にも実現性においても優位となるものは無

く、これ以上検証に時間を費やすことは、流域住民の安全安心の確保、経済性の観点から極めて不合理であることから、早期に検証を終え、事業を再開されることを強く求める。

〔岐阜県都市建築部長〕 平成 24 年 11 月 7 日付け企業水第 131 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 現在、県営水道が有している水利使用許可は、需要予測に基づく水量により許可を得ており、現時点において余剰水利はなく、また、漏水等によるロスも発生しておらず、転用可能な水量は発生していないため、既得水利の合理化・転用は困難です。

〔岐阜県農政部長〕 平成 24 年 11 月 7 日付け農整第 601 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 関連する農業用水については、営農を行うにあたり必要最低限の取水を行っており、既得水利の合理化・転用は困難です。

〔三重県県土整備部長〕 平成 24 年 11 月 20 日付け県土第 09-71 号

＜治水及び流水の正常な機能の維持対策案＞

- ・ この度、照会のありました『治水及び流水の正常な機能の維持対策案』につきましては、第 4 回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場幹事会の構成員として意見を述べています。
- ・ また、新丸山ダム(変更計画(案))におきましても、これまでの検討の場、幹事会での意見を十分尊重していただきますようお願いします。

〔三重県地域連携部長〕 平成 24 年 11 月 30 日付け地域第 02-155 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 9：ダム使用権等の振替＋ダム再開発（かさ上げ）について

- ・ 予断を持たずに可能な範囲で代替案を検討される上で、比較案のひとつとして対策案 9 の考え方は理解できます。検討にあたっては、渇水時等の安定的な水の供給に対して十分な配慮をお願いします。
- ・ なお、詳細内容については、今後、対策案 9 が具体化していく中で、必要に応じて議論するものと認識しています。

〔三重県企業庁〕 平成 24 年 11 月 30 日付け地域第 03-21 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水系)は、北部広域圏広域的水道整備計画及び三重県と受水市が締結した協定書において定められた計画一日最大給水量に基づき、三重県企業庁が実施しています。
- ・ 当該事業については受水市の需要に応じて無駄のない水管理を行っています。
- ・ また、年によっては中勢地域において渇水が生じ、受水市の自己水源の水不足が発生する場合があります。この場合、受水市は水道水の安定供給のため、長良川水系の受水量を増やして対応していることから、その水利権量に余裕はない状況です。
- ・ したがって、長良川水系は受水市にとって重要な水源であり、検討されている既得水利の合理化・転用を行うことは困難と考えます。

〔長野県建設部長〕 平成 24 年 11 月 29 日付け 24 河第 270 号

＜治水対策案＞

対策案 1：ダムの有効活用について

- ・ 治水対策案の評価にあたっては、関係機関等と十分な調整が必要です。また、発電容量の買い上げに伴う、電源立地地域である木曽郡王滝村への影響について考慮願います。

〔名古屋市上下水道局長〕 平成 24 年 11 月 16 日付け 24 上計水第 25 号

＜流水の正常な機能の維持対策案について＞

- ・ 渇水時においても、必要となる水需要に対して安定した給水を行うことを目標に、水源の確保を考えてきており、こうした点に配慮され、関係する利水者等の状況も踏まえ、木曽三川全体の水の公平な利用の観点から検討をお願いしたい。
- ・ 渇水時における水利用については、渇水調整協議会の常時設置などにより、平常時から関係者が集まり検討していくことが必要と考えている。

〔恵那市〕 恵那市長発 平成 24 年 11 月 16 日付け建設第 15236 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 既得水利はそれぞれ必要な水であり合理化・転用案は反対である。

〔独立行政法人水資源機構〕 中部支社長発 平成 24 年 11 月 16 日付け 24 中利調第 41 号

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 8：既得水利の合理化・転用について

- ・ 木曽川、長良川に依存する水資源機構管理の各利水においては、毎年、利水者から年度ごとの取水計画の提出を受けて、その時々水源状況を勘案し、適切かつ合理的な水管理を行っています。

- ・ 更に、都市用水では、月毎に使用量の申し込みを受け、また、農業用水では、作付や生育状況、ため池貯水量などに応じて毎日の必要量の申し込みを受け、降雨等があればダム、調整池等からの補給や河川からの取水、ポンプ運転をきめ細かく調整するなど、効率的で無駄のない水管理に努めています。
- ・ このような中で、年によっては依然渇水が生じており、水供給に余裕はない状況であるため、転用・合理化を行うことは困難と考えます。

対策案9のうちダム使用权等の振替について

- ・ 利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。

〔関西電力（株）〕代表取締役発 平成24年11月16日付け関土建発第13号

＜「ダムの有効活用」「他用途ダム容量の買い上げ」について（治水対策案1，12および流水の正常な機能の維持対策案3）＞

- ・ 水力発電は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。
- ・ また、東日本大震災以降、弊社供給エリア管内におきましても、電力の需給バランスが非常に厳しい状況が続いており、お客さまには昨年の夏から三度にわたり節電のお願いをしている状況であります。
- ・ このような状況において、貴重な既設水力発電所の容量買い上げは、供給責任を担う弊社として容認できないと考えます。
- ・ なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が多大なものとなる対策案を推進される場合においては、国の政策等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

＜「ダム再開発（かさ上げ）」について（流水の正常な機能の維持対策案2，9）＞

- ・ 水力発電は、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。
- ・ 弊社発電専用利水ダムのかさ上げによる代替案は、発電設備ならびに発生電力（当該ダムの上流に位置する発電所の減電を含む）などへの影響が懸念され、さらに、弊社発電専用利水ダムに不特定容量を付加されることによるダムの管理・運用等においても様々な問題が考えられることから、容易に容認できるものではないと考えます。
- ・ なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較

衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

＜「既設丸山ダムに予備放流方式を採用」について（流水の正常な機能の維持対策案10）＞

- ・ 水力発電は、純国産の CO2 を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する時間帯における供給力の確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。
- ・ 既設丸山ダムへ予備放流方式を採用される場合には、上記、水力発電の重要性を鑑み、弊社の丸山・新丸山発電所の設備ならびに発生電力、当該ダムの上流に位置する笠置発電所の発生電力などに大きな影響が及ばないよう検討していただくことを要望いたします。さらに、丸山ダムの管理・運用等についても同様に、大きな影響が及ばないよう検討していただくことを要望いたします。
- ・ なお、国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーのさらなる導入が求められる中、既設水力発電所の貴重な再生可能エネルギーへの影響が懸念される対策案を推進される場合においては、国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、エネルギー政策への影響等について、電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等を含む関係機関との十分な調整が必要と考えます。

〔中部電力（株）〕代表取締役社長発 平成 24 年 11 月 30 日付け本用発第 10 号

＜治水対策案＞

対策案 1：ダムの有効活用（丸山ダム：発電容量買い上げ＋利水ダム：かさ上げ及び発電容量買い上げ）について

- ・ 水力発電は、純国産で CO2 を排出しない再生可能エネルギーとして重要な電源であります。さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。
- ・ また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、弊社は中西日本をはじめとした日本全体の需給逼迫の懸念から、弊社エリア内の安定供給を前提とした電力の融通を実施するとともに、お客さまに節電をお願いしている状況にあり、供給力確保に資する水力発電の役割はより一層重要なものとなっております。
- ・ さらに、代替電源を確保することが困難な状況であることを踏まえると、弊社の木曽川水系の水力発電所の発電電力量の減少、電力需給の調整能力の低下等の影響を及ぼすこととなる発電容量の買い上げには、同意することはできません。

＜流水の正常な機能の維持対策案＞

対策案 2：ダム再開発（かさ上げ）について

対策案 9：ダム使用権等の振替＋ダム再開発（かさ上げ）について

- ・ 弊社ダム(秋神)および発電参画しているダム(岩屋)の再開発(かさ上げ)に係る詳細設計を実施できない現状においては、発電設備および運用(工事期間中の発電

制約を含める)に与える影響は不明確ではありますが、弊社としては再開発により電力の安定供給に支障をきたすことを懸念しております。

- ・ したがって、具体化する場合には弊社と事前に十分な調整を実施いただきますようお願いいたします。

対策案3：他用途ダム容量の買い上げ

- ・ 水力発電は、純国産で CO2 を排出しない再生可能エネルギーとして重要な電源であります。さらに、貯水池や調整池を持つ水力発電所は、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従性等、その運転特性から電力系統の安定運用に重要な役割を果たしています。
- ・ また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、弊社は中西日本をはじめとした日本全体の需給逼迫の懸念から、弊社エリア内の安定供給を前提とした電力の融通を実施するとともに、お客さまに節電をお願いしている状況にあり、供給力確保に資する水力発電の役割はより一層重要なものとなっております。
- ・ さらに、代替電源を確保することが困難な状況であることを踏まえると、弊社の木曽川水系の水力発電所の発電電力量の減少、電力需給の調整能力の低下等の影響を及ぼすこととなる発電容量の買い上げには、同意することはできません。

6.3.2 学識経験を有する者からの意見聴取

新丸山ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者からの意見聴取」を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.3 関係住民からの意見聴取

新丸山ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果を記述する予定。

6.3.5 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果を記述する予定。

6.3.6 事業評価監視委員会から意見聴取

事業評価監視委員会から意見聴取を実施し、その結果を記述する予定。